

三次市教育委員会告示第 号

三次市山代巴記念室嘱託員設置要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市山代巴記念室嘱託員設置要綱

(設置)

第 1 条 三次市山代巴記念室 (以下「記念室」という。) に関する資料の調査及び研究に係る業務を円滑に推進するため、三次市山代巴記念室嘱託員 (以下「嘱託員」という。) を置く。

(身分及び任用)

第 2 条 嘱託員は、三次市嘱託員設置要綱 (平成 1 6 年三次市告示第 1 2 号) に規定する嘱託員とし、教育委員会が任用する。

(職務内容)

第 3 条 嘱託員は、次の業務を行う。

- (1) 資料の調査及び研究業務
- (2) 記念室の展示業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める業務

(勤務日及び勤務時間)

第 4 条 嘱託員の勤務日及び勤務時間は、1 週間の勤務時間が 3 0 時間を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が別に定める。

2 勤務の振替及び代休日の指定については、三次市職員の勤務時間等に関する

規程（平成16年三次市訓令第19号）の規定を準用する。

（休暇等の承認）

第5条 休暇については、あらかじめ所属長の承認を得るものとし、年次有給休暇については1日（定められた勤務時間をもって1日とする。）を単位とする。ただし、特別な事情により特に認められた場合は、時間単位の承認を行うこととする。

（賃金及び手当の支給方法等）

第6条 賃金及び手当の支給方法は、三次市職員の給与の支給方法に準じる。

（その他）

第7条 この告示の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。